

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 総則

子ども発達支援ぽむぽむにおいて、利用者の健康と安全を確保するために、福祉サービスの提供者として、感染症の予防に努め、もし感染が発生した場合でも、感染の拡大を防ぐため迅速な対応体制を整えるとともに、利用者の健康と安全を持続的に保持するために、本指針を定めます。

2. 感染管理体制

子ども発達支援ぽむぽむにおける感染管理活動の基本となる組織として、「感染対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。なお、本委員会の統括管理責任者は管理者とし、感染管理活動を適切に実施するための担当者（以下感染対策担当者）を定めます。

2-1 委員会の責務

委員会は年2回以上開催します。感染症が流行している時期には必要に応じて随時開催します。

【感染対策委員会の目的】

- （1）施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する
- （2）決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる
- （3）施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる
- （4）感染症が発生した場合、指揮の役割を担う

2-2 感染対策委員会の構成

委員会の委員長は代表社員とし、同構成員は児童発達管理責任者と感染対策担当者とします。感染対策担当者は、施設内の感染症発生の予防及びまん延防止のための具体的な原案を作成し、感染対策委員会に提案します。なお、感染対策担当者は他業務との兼務を可とします。

【感染症対策委員会の役割】

- （1）事業所内感染対策の立案
- （2）感染症発生時の対応の検討
- （3）情報の収集、整理、全職員への周知
- （4）行動マニュアル（BCP）等の作成
- （5）事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

3. 対策を実施する主な感染症

- ①新型コロナウイルス
- ②インフルエンザウイルス
- ③胃腸炎ウイルス
- ④食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- ⑤国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- ⑥その他の感染症

4. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防法である「標準予防策（スタンダード・プリコーション）」を徹底します。標準予防策とは、血液や体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大のリスクを軽減するための予防策です。

【標準予防策の主な内容】

- A) 手指消毒（手洗い、アルコールなどの手指消毒）
- B) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用
- C) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- D) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

5. 発生時の対応

1. 子ども発達支援ほむほむ内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努めます。事業所はその内容及び対応について全職員に周知します。

2. 感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録します。

3. 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議します。

4. 機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制します。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報取り扱いに十分な注意を払います。

6. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

1. 子ども発達支援ぽむぽむにおいて、感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに則った感染対策に努めます。
2. マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載します。
3. 「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に努めます。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者または家族はいつでも本指針を閲覧することができます。また、ホームページに掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とします。

附則

この指針は、令和 7年 4月 1日より施行する。